

江東区監査委員告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、平成27年度財政援助団体等監査の結果に対し、江東区長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

なお、星野委員及び福馬委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

平成28年6月15日

江東区監査委員	伊藤貫造
同	小出功
同	星野博
同	福馬恵美子

平成27年度財政援助団体等監査 指摘事項措置報告書

〔福祉部長寿応援課〕

<p>指摘事項</p>	<p>区と法人とは、「江東区地域密着型介護施設の管理に関する基本協定書」に基づき「江東区地域密着型介護施設の年度協定」を締結し、この中で、「管理費用のうち、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型共同生活介護事業については、年度協定の期間終了後、介護報酬の収入の実績を事業実施の対価として確定し、精算する」旨定めている。</p> <p>このことに伴って、上記各事業の管理費用を確定するに当たっては、それぞれ各月の介護報酬の収入の実績を積算することとしているが、このうち年度末の3月分については、介護報酬の収入の実績が確定しないことから、東京都国民健康保険団体連合会に対する介護報酬の請求額とすることとし、介護報酬の収入の確定額との差額の精算は、翌年度の管理費用精算時に行うこととしている。</p> <p>今回の監査で法人より提出された平成26年度の事業報告書等を確認したところ、小規模多機能型居宅介護事業に係る前年度3月分の介護報酬の差額精算に当たり、本来600円と算定しなければならないところ、誤って500円と算定し、結果として100円が過小に算定されていた。</p> <p>これにより、平成26年度分の管理費用についても100円が過少に積算されたため、確定及び精算を経た後の精算残余金の返還に際し、法人より同額が過大に納入されていた。</p> <p>区は、法人と協議の上、平成26年度の指定管理料が適正な金額となるよう調整を図らねたい。また、指定管理料算定に当たっては誤りのないよう万全を期されたい。</p>
<p>措置事項</p>	<p>法人に過大に納入させた100円の返還について、平成27年度末の指定管理料の精算に合わせ処理を行った。今後このような誤りが無いよう十分確認し、正確な精算事務の執行に努めたい。</p>

平成27年度財政援助団体等監査 指摘事項措置報告書

〔こども未来部保育課〕

<p>指摘事項</p>	<p>区と法人とは、「江東区新砂保育園の管理に関する基本協定書」に基づき「江東区新砂保育園の年度協定」を締結し、業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めている。この指定管理料の一部については、「江東区私立保育所扶助要綱」に基づいて算定している。</p> <p>同要綱による指定管理料は、零歳児保育特別対策事業をはじめとする各事業ごとに、同要綱に定める各種経費を扶助対象経費とした上で、それぞれ算定基準により算定した各扶助費の額の合計額に基づき算定される。</p> <p>このうち、保育所地域活動事業においては、同事業に係る経費を扶助対象経費とし、小学校低学年児童の受入れ事業以外の事業について、1事業当たりの算定単価250,000円と実支出額を比較していずれか低い額を扶助費として算定する旨規定されている。</p> <p>今回の監査で法人より提出された平成26年度の事業報告書等を確認したところ、保育所地域活動事業の対象事業である育児講座・育児と仕事両立支援事業において、算定単価より低い額である実支出額159,571円が扶助対象経費であることから、同額を扶助費として算定しなければならないところ、誤って150,000円と算定していたため、9,571円が法人に対し過小に支出されていた。</p> <p>区は、法人と協議の上、平成26年度の指定管理料が適正な金額となるよう調整を図られたい。また、指定管理料算定に当たっては誤りのないよう万全を期されたい。</p>
<p>措置事項</p>	<p>上記の指摘にあるように、平成26年度の指定管理料について、9,571円が過少に支出されていたため、不足分の9,571円を平成27年度中に追加で支出した。</p> <p>今後、同様の誤りが生じないように、実績報告等について区及び法人の双方で再確認を行い、より適正に指定管理料の金額確定に係る審査を実施していく。</p>